消費生活情報 平成27(2015)年 4月号 No.43

よこはま くらしナビ navi

横浜市消費生活総合センター

トピックス（主な内容）

●消費生活相談関連情報：P１
原野商法二次被害
●特集記事：P2
暮らしの「しりとりクイズ」
どしどし応募して啓発グッズをゲット！
●地域情報：P３
旭区消費生活推進員「さまざまなイベントで悪質商法被害未然防止の啓発を実施!!」

消費生活相談関連情報

昔、騙されて購入した荒れ地を交換してくれるという不審な勧誘（原野商法二次被害）

相談事例

昨日、突然、事業者が来宅し、「以前、あなたが購入した原野を売ってあげたいが、あの土地は売りものにならないから当社が所有する土地と交換してあげる。土地の価格の差額分と登記手続き費用で60万円が必要だ」と言われた。すっかり信用してしまい、言われるままに内金の５万円を渡した。今日、契約書を交わし残金の55万円を支払うことになっているが話がうますぎるので不安になった。どうしたらいいか。（80歳代・男性）

センターからのアドバイス！

相談者が購入していた原野は、数十年前に訪問販売で「今は原野だが将来必ず値上がりする」と騙されて契約したものでした。”原野商法の二次被害”について情報提供するとともに、新たな土地が売れる確証はなく、費用の負担が増すだけになりかねないため、きっぱり断るよう助言しました。販売員に言いくるめられそうなので、センターから事業者に断ってほしいとの要望があったため、センターから事業者に連絡し、契約する意思がない旨申し入れ、返金を求めました。しかし、事業者はそれを無視して相談者宅を訪れ、契約させていました。センターから事業者に対して強引に再勧誘するなど問題点を指摘し、交渉を重ねた結果、渋々ながら解約・返金に応じました。

【原野商法と二次被害】

昭和55年（1980年）前後、原野や山林のような、ほとんど価値のない荒れ地を、「将来、別荘地に開発され必ず値が上がる」などと根拠のない話で売りつける”原野商法”による被害が続出し、社会問題になりました。詐欺的勧誘をしていた事業者の摘発が相次ぎ、逮捕者も出ました。それから約10年が過ぎた頃から、遠方で二束三文の荒れ地のため、売りたくても売れないで放置せざるをえない購入者（被害者）の弱みにつけこみ、「土地を整備すれば必ず売れる」と高額な土地の整地工事や測量、「広告を出せばすぐに売れる」と高額な広告掲載、「他の土地と交換」とか「他の土地を購入してくれたら所有する土地を売ってあげる」など、詐欺的勧誘トラブルである”原野商法の二次被害”が発生しています。

“カモリスト”を元に再勧誘！あの手この手のうまい話にご注意！

過去に訪問販売や電話勧誘で契約した顧客情報リスト（悪質商法の業界では「カモリスト」と呼んでいる）が出回っています。そのリストを元に封書を送りつけたり、電話や来宅し言葉巧みに甘い儲け話を持ちかけて、勧誘・契約するのが”二次被害”の主な手口です。

手口がますます悪質・巧妙になっています。公的機関を名乗り、「被害を救済してあげるから手数料を支払って」などとかたる不審な電話勧誘にもご注意ください。うまい話の不審な勧誘には一切応じず、きっぱり断りましょう。

万一訪問販売で契約してしまっても、クーリング・オフ（契約書面を交付された日から８日間であれば無条件解約ができる制度）できる場合があります。おかしいな！どうしよう？と思ったら、センターにご相談ください。

消費生活相談電話 845-6666（平日 9：00～18：00 土・日 9：00～16：45）

暮らしの しりとりクイズ

愛読者のみなさん！
どしどしご応募ください!!

暮らしに関する答えをヒントから導き出し、マス目に答えを入れてください。末尾の文字が次の答えの頭文字になっている、新型のWヒント形式のクイズです。しりとりクイズの答えが整ったら、マス目にあるAからIに該当する9つの文字を並べると、しりとりクイズ全体の答えになります。その答えをセンターにご応募いただいた方のうち正解者全員に啓発グッズ（読んで学んで使って悪質商法を未然防止！）をプレゼントします。【申込方法】ＦＡＸまたは郵送で、（1）ご住所、（2）お名前、（3）ご連絡先、（4）年代、（5）クイズの答えを明記の上、本紙（裏面）4ページの下段にあるセンターの所在地またはＦＡＸ番号から、「暮らしのしりとりクイズ」宛、お寄せください。【締切】平成27年5月25日（必着）

しりとりクイズのヒント

❶突然、家庭に来て商品・サービスを勧誘する販売方法
②商品に虫や金属片などが混入していること
❸表面化しにくい悪意や悪口等が投稿されるサイト
④食品偽装や危険ドラッグなど違法で摘発されること
❺商品に不具合が発覚し製造者が回収すること
⑥悪質な電話勧誘やオレオレ詐欺に効果がある電話機能
❼アダルトサイトなどで一回クリックすると不当請求される
⑧訪問販売で契約後８日以内なら無条件解約できる制度
❾根拠のないうわさ話で被害を受けること
⑩便利な反面、注意が不可欠な世界を結ぶネットワーク
❶家電製品など、使用前に必ず読む取扱説明書の略
⑫無駄なく計画的に使うために慎重に検討したい
⑬地元でとれた新鮮な野菜等をその地域で食べる
⑭高齢者に目立つ○○○布団の次々販売にご注意
❶絶滅危惧種に指定された夏に人気のスタミナ食材
⑯食品の食材や産地を偽ること。食品○○○問題。
❼エコの取り組みは衣類でも。夏はクールビズ、冬は
⑱原種はカボチャで、花は黄色で実はきゅうりのような
❶一度、消費者被害にあい、また狙われて被害にあうこと
⑳財産を子へ孫へ。税制もかわり、高齢者に関心の高い
❷衣替え時によく利用。シミや紛失などのトラブルに注意
㉒おいしいものが大好き。料理の食通
❷学校や職場のこれが流出すると、さまざまな勧誘が
㉔地域や国内外で、自主的に無償の社会奉仕活動
❷電話や封書等で営業所に呼び出され、商品やサービスを勧誘する商法。○ホ○○○○○○セールスと呼ばれる
㉖外貨や株などの金融商品へ出資することの総称
❷消費者教育推進法では○ヨ○○○○市民社会を目指す
㉘降雨時期前後に勧誘される瓦や雨漏り等の家屋工事

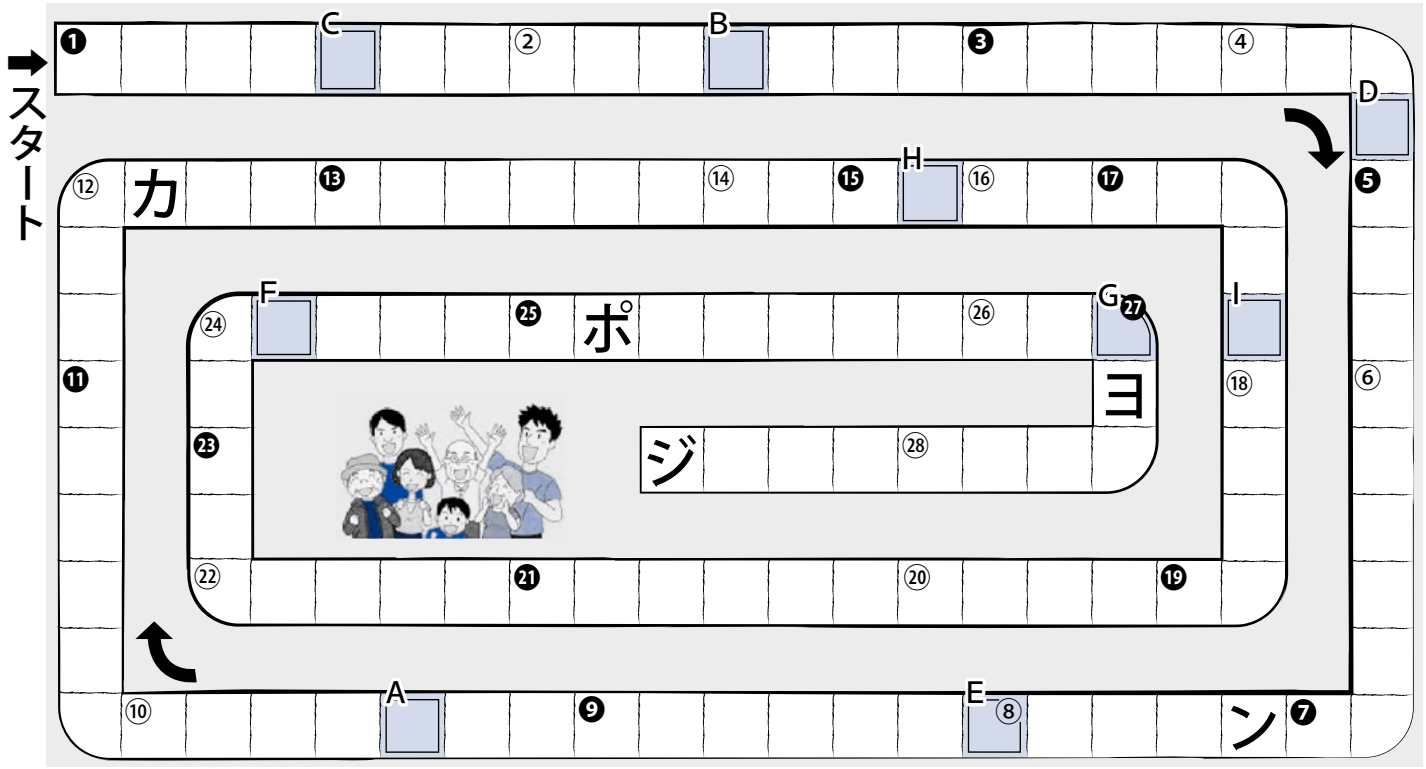

しりとりクイズのA～Iの9つの文字の答え

A	B	C	D	E	F	G	H	I

地域情報

［旭区］

さまざまなイベントで、悪質商法被害未然防止の啓発を実施!!

～エコな体験コーナーなど、工夫をしながら参加者に呼びかけ～

旭区消費生活推進員の会では、区内のさまざまなイベントごとに啓発活動を行っています。

毎年秋に開催される「旭ふれあい区民まつり」は毎年多くの参加者が集まる旭区を代表するお祭りです。昨年は10月19日で、前回と同様に、悪質商法の被害未然防止を呼びかける啓発物を一つ一つ袋詰めしました。当日は５万５千人の方々が来場され、用意した啓発物を手渡しながら注意喚起し、あっと言う間になくなりました。

大成功で終えて満面の笑顔！

快晴に恵まれた白根カーニバル

白根地区では、昨年10月25日に白根公園で開催された「白根カーニバル」という大イベントに消費生活推進員のブースを出して、不要になった保冷剤を使った環境にやさしいエコな芳香剤を作る体験コーナーを設けました。当日は大変暑い日でしたが、多くの方にご来場いただきました。どこの家にもたくさんある保冷剤に香料などを混ぜることによって、きれいな色の芳香剤が出来ます。保冷剤から芳香剤ができるというのは驚きで、参加された方々に楽しみながら環境に配慮した活動が広められたと思います。

熱心に聞きいる参加者

また、年に二度、『旭区消費者大学』を開催しています。旭区役所との協働イベントで、外部の講師をお招きし講演を行うもので、昭和49年から始まり今年で41年目になる伝統ある講演会です。

昨年の７月に横浜市消費生活総合センターに協力いただき、「あなたは狙われている！金融商品トラブルにご注意」と題して、弁護士で大学教授でいらっしゃる村千鶴子先生にお越し頂いて、ご講演いただきました。当日は180名もの方にご参加頂くことができ、みんなで学ぶことができました。高齢者被害を未然に防止する必要性を痛感しました。

その他にも、各地区で、老人会や一人暮らしの方の食事会にお伺いし、少しの時間を頂いて紙芝居を行ったり、啓発ＤＶＤの上映会を開催したり、ホウ酸団子の製作教室、折紙の楊枝入れの製作教室、施設見学会など様々な機会をとらえて啓発を中心にした活動を行っております。

また、平成26年度をもって消費生活推進員二年目を迎え、その経験を生かして集大成となる“活動報告集”を作成する予定です。今年度も区民が集まるさまざまな機会を捉えて、地域のみなさんと楽しみながら啓発活動に取り組んでまいります。

［旭区消費生活推進員　津坂さん発］

活動の合間に記念撮影！
次の目標を目指してスタート！

消費生活川柳大募集!!

センターでは、消費者トラブルの未然防止のための川柳を募集します。優秀作品は、センターのホームページや「消費生活情報よこはまくらしナビ」等で紹介する他、最優秀作品をオリジナルのハンドタオルに掲載し、広くＰＲさせていただきます。トラブルにあいそうになった体験談や、注意喚起など、暮らしの一コマを一句にしたためてください。随時、募集しています。詳しくは次のホームページでご確認ください。http://www.yokohama-consumer.or.jp/

【応募方法】作品と氏名（ペンネーム）、居住区名、電話番号（ＦＡＸ番号）を明記のうえ、ＦＡＸまたは電子メールでご応募ください。

【応募資格】市内在住・在勤・在学の方。自作で未発表の作品に限ります。

【問合せ先】横浜市消費生活総合センター「出前講座」担当ＴＥＬ.845－5640　ＦＡＸ.845－7720
ＥメールアドレスAinfo@yokohama-consumer.or.jp

教室・講座等のお知らせ

■消費生活教室■

開催日	テーマ	講　師	定　員
5月29日（金） 13:00~17:00 （集合13:00） 参加費無料	《施設見学》 **国内最大級の浄水装置と浄水場** **～横浜の水の安全・安心の確保のために～**	横浜市水道局 川井浄水場　職　員	50名
	横浜市水道局、川井浄水場（旭区上川井町）の浄水装置などを徒歩で施設見学 **受付を終了しました！** 施設見学に多数のご応募をいただき、ありがとうございました。 好評のうちに募集定員に達しましたので、受付を終了しました。 次回の教室にぜひご参加ください。		
6月15日（月） 13:30~15:30 （受付13:00） 参加費無料	《港南区役所共催》 **暮らしの中のカビ毒にご注意** **～健康への影響と防ぐための基礎知識～**	千葉大学 真菌医学研究センター 准教授　矢口　貴志	100名
	【会場】港南区役所　別棟２階　会議室（港南区港南中央通10－１／港南警察署裏） 【対象】横浜市在住・在勤・在学の方 【交通】市営地下鉄「港南中央」駅下車　徒歩約１分　ＴＶの生活情報番組にも多数出演 【申込方法】事前の申込みは不要です。当日、直接会場にお越しください。先着順です。 【問合せ先】「消費生活教室」担当　ＴＥＬ.845－5640　ＦＡＸ.845－7720		

消費生活教室で手話通訳をご希望の方は、開催日３週間前までに当センターの教室担当までご連絡ください。
ＴＥＬ.845－5640　ＦＡＸ.845－7720

５月は消費者月間

５月30日は消費者の日、５月は消費者月間です。
消費者庁では、平成27年度の同月間テーマを、「みんなでつくろう！消費者が主役の社会！！」と掲げ、消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成に向けた各種の関連事業に取り組みます。
詳しくは同庁のホームページでご確認ください。
●消費者庁「平成27年度消費者月間」http://www.caa.go.jp/region/education/2015gekkan/index.html

物価に関する問合せは　◎県物価ダイヤル 県消費生活課　企画グループ　TEL.312-1121（代）
◎総務省統計局 消費者物価指数　http://www.stat.go.jp/data/cpi/sokuhou/tsuki/index-z.htm

発行 **横浜市消費生活総合センター**
〒233-0002 横浜市港南区上大岡西 1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー 4F・5F　TEL.045-845-5640　FAX.045-845-7720
作成：公益財団法人横浜市消費者協会（指定管理者）　発行日：毎月25日

横浜市消費生活総合センターホームページ　http://www.yokohama-consumer.or.jp
センターホームページ／モバイル(携帯)版　http://www.yokohama-consumer.or.jp/i/ind.html
QRコード

G30のその先へ ヨコハマ3R夢！

印刷　神奈川きかんし印刷所